最高裁秘書第２８８４号

平成２８年９月１６日

林弘法律事務所

弁護士　山　中　理　司　様

最高裁判所事務総長　今　崎　幸　彦

司法行政文書開示通知書

８月１６日付け（同月１７日受付，最高裁秘書第２６６１号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

１　開示する司法行政文書の名称

⑴　「図表２００　原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置」と題する書面（片面で１枚）

⑵　「図表２０１　検察審査会の議決後起訴された人員の第一審裁判結果」と題する書面（片面で１枚）

２　開示の実施方法

写しの送付

担当課　秘書課（文書室）　電話０３（３２６４）５６５２（直通）

図表200　原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置

原不起訴裁定理由／事後措置／年次	総数				起訴猶予				嫌疑不十分			
	総数	起訴	不起訴維持	起訴率(%)	総数	起訴	不起訴維持	起訴率(%)	総数	起訴	不起訴維持	起訴率(%)
平成23年	122	21	101	17.2	25	6	19	24.0	86	14	72	16.3
24	106	20	86	18.9	23	10	13	43.5	66	9	57	13.6
25	122	16	106	13.1	34	4	30	11.8	68	12	56	17.6
26	114	14	100	12.3	25	7	18	28.0	77	7	70	9.1
27	121	20	101	16.5	16	7	9	43.8	103	13	90	12.6
昭和24年～平成27年累計	17,832	1,563	16,269	8.8								

原不起訴裁定理由／事後措置／年次	嫌疑なし				罪とならず				その他			
	総数	起訴	不起訴維持	起訴率(%)	総数	起訴	不起訴維持	起訴率(%)	総数	起訴	不起訴維持	起訴率(%)
平成23年	4	－	4	－	4	－	4	－	3	1	2	33.3
24	16	－	16	－	－	－	－	－	1	1	－	100.0
25	20	－	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－
26	8	－	8	－	－	－	－	－	4	－	4	－
27	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－

（注）1　当刑事局への報告による被疑者数による延べ人員である。
2　「昭和24年～平成27年累計」の「総数」の「不起訴維持」のうち10,230人は，平成５年（10,106人）及び同８年（124人）の東京第一検察審査会の政治資金規正法違反事件関係である（原不起訴裁定理由はいずれも「嫌疑不十分」）。
3　「その他」は，刑事未成年，心神喪失，時効完成等である。

図表201　検察審査会の議決後起訴された人員の第一審裁判結果

裁判結果 / 年次	終局人員	有罪					無罪
		総数	自由刑	うち執行猶予	罰金刑	うち執行猶予	〔免訴・公訴棄却を含む〕
平成23年	22	21	9	3	12	－	1
24	16	12	1	－	11	－	4
25	21	17	9	4	8	－	4
26	20	17	12	6	5	－	3
27	13	13	7	5	6	－	－
昭和24年～平成27年累計	(100.0)	(93.5)					(6.5)
	1,490	1,393	497	339	896	14	97

（注）1　当刑事局への報告による実人員である。
　　2　（　）内は％である。